

information

お知らせ

まちづくり委員会  
委員募集

市のまちづくりの推進を図るため、検討・審議します。

【定】3人(選考)

【対】市内在住で、平成31年1月4日現在18歳以上の方

【任期】3月26日～平成33(2021)年3月25日(年間2回程度開催)

【報酬】1万円(1回)

【他】市が設置する附属機関の委員は、原則2つまで▽小論文は返却します▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

【申】1月4日～31日(必着)に、郵送、ファクス、Eメール

(添付ファイルでの受け付け不可)または直接、小論文(千字以内・課題Ⅱ「小金井の将来のまちづくりに対する提案」)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記

ご利用ください  
1月の休日窓口

【開設時間】午前9時～午後1時

【開設窓口】市民課、保険年金課、国民健康保険係、子育て支援課手当助成係(6日のみ)、納税課(6日のみ)  
※後期高齢者医療事務・市税証明書交付事務ほか、一部取り扱えない業務もあります

1月 ○は休日窓口開設日  
日 月 火 水 木 金 土  
6 7 8 9 10 11 12  
13 14 15 16 17 18 19  
20 21 22 23 24 25 26  
27 28 29 30 31

【企画政策課企画政策係】042-387-9826、土曜・日曜・祝日は市役所代表(042-383-1111)

【縦覧場所】都市計画課都市計画係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎5階) 042-387-9859 FAX 042-386-2619 042-3860199@koga-nei-shi.jp



【小金井本町住宅に係る都市計画原案の縦覧および意見書の受け付け】  
同原案に係る土地所有者および利害関係のある方の意見を受け付けます。  
【対象都市計画原案地区】画、一団地の住宅施設および公園  
【縦覧期間】1月4日(金)～18日(金)  
【意見書受付】1月4日～25日(必着)に、住所・氏名・意見を明記し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、都市計画課へ

男女共同参画情報誌  
「かたらい」について  
意見・感想等を募集

市では、男女共同参画情報誌「かたらい」を年2回発行し、市内の主な公共施設等で配布、市ホームページでも公開しています。  
よりよい紙面作りのために、皆さんの意見・感想等を募集します。  
【申】1月31日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、氏名・連絡先を明記し、企画政策課男女共同参画室(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階) 042-387-9853 FAX 042-387-1122 へ



◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

名称	とき	ところ	内容	問合せ先
廃棄物減量等推進審議会	1月11日(金) 15:00～	中間処理場事務所棟研修室1	災害廃棄物処理計画の策定等について ほか	ごみ対策課減量推進係 (042-387-9835)
地域自立支援協議会	1月15日(火) 17:00～	前原暫定集会施設1階A会議室ほか	専門部会の開催について	自立生活支援課障害福祉係 (042-387-9848)
公民館運営審議会	1月24日(木) 10:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	公民館事業について ほか	公民館本館 (042-383-1184)
社会教育委員の会議	1月28日(月) 9:30～	市役所第二庁舎8階801会議室	社会教育活動について ほか	生涯学習課生涯学習係 (042-387-9879)

後期高齢者医療制度  
今年75歳になる方へ

日本の医療保険制度は「国民皆保険」となっており、すべて国民が、いずれかの公的医療保険に加入することになっています。  
75歳になる方は、それまで加入していた医療保険(国保、健康保険、共済など)から、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。

市では、住所変更、給付申請の窓口業務、保険料の徴収業務などを行います。  
【対】75歳以上の方▽65～74歳の方で、申請により同連合が一定の障がいがあると認められた方  
【保険年金課高齢者医療係】042-387-9834

新庁舎および(仮称)新福祉社会館建設について

【企画政策課企画政策係】042-387-9800、地域福祉課地域福祉係 042-387-9915

市では、平成25年3月に新庁舎建設基本計画を、平成30年3月に(仮称)新福祉社会館建設基本計画を策定しました。  
この間、新庁舎および(仮称)新福祉社会館を複合施設として整備することの検討を進めてきました。  
平成29年度には庁舎建設予定地の施設配置を検討し、清掃関連施設を敷地内で暫定移設して新庁舎と(仮称)新福祉社会館を複合で建設する配置案(図1)を示してまいりました。しかしながら、清掃関連施設の暫定移設は行わないこと、(仮称)新福祉社会館を先行竣工すること等、市議会からの提案を踏まえ、平成30年10月から新たな条件を踏まえた施設配置案の検討を行いました。  
その結果、「施設配置案の一例①」のような施設配置も可能となります。施設配置は条件によ

り、さまざまな形が考えられます。そこで、市では別途策定を進めていた「新庁舎・(仮称)新福祉社会館複合化整備方針」において、次の5つの項目を設計条件として決めました。  
▷既存清掃関連施設の暫定移設は行わない  
▷複合施設として整備することでスケールメリットを追求し、施設規模の縮減をめざす  
▷(仮称)新福祉社会館機能を早期に回復させることを優先する  
▷免震構造を採用する場合に生じる地下空間は駐車場として整備するなど有効活用を行う  
▷平常時の緑地・広場確保とともに、発災時における駐車場、広場の活用をイメージし、バランスのとれた空地活用をめざす  
この5つの条件を当てはめると、前年度調査で検討した「施設配置案の一例②」も考えられます。

今後、基本設計においては、一つの固定的な施設配置案に絞るのではなく、新庁舎建設基本計画ならびに(仮称)新福祉社会館建設基本計画の理念の実現に向けて基本設計を進めてまいります。  
基本設計では、幅広い市民の皆さんのご理解が重要であり、多くの市民の皆さんに関心を持っていただけるよう進めてまいります。新庁舎および(仮称)新福祉社会館建設に向け、引き続き、ご理解・ご協力をお願いいたします。

新庁舎・(仮称)新福祉社会館  
建設基本設計業務委託  
事業者を募集

新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設基本設計を行うに当たり、公募型プロポーザルにより事業者を募集します。  
なお、実施要領は、1月中旬に市ホームページで公開します。  
応募方法など、詳しくは実施要領をご覧ください。  
【企画政策課企画政策係】042-387-9800

